

令和4年3月23日

保護者の皆様

仙台市教育委員会

令和4年福島県沖を震源とする地震による被災児童生徒への教科書の再給与について

このことにつきまして、本市に災害救助法が適用され、下記のとおり教科書を再給与しますので、該当の場合は申請くださいますようお願いいたします。

記

- 1 対象となる方
住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失、損傷し、就学上支障がある仙台市市立学校在籍の小学校児童及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む)生徒、特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒
- 2 支給の内容
令和3年度に給与された教科書で、今後学習に使用予定のあるもの
- 3 提出書類
特になし
- 4 期限
令和4年3月28日(月) 各学校教頭までご連絡ください
- 5 その他
・卒業した小学6年生、中学3年生につきましては、各学校にご相談ください。

【お問い合わせ先】

仙台市教育委員会教育指導課

電話 022-214-8875